

伊賀南部浄化センター廃止に伴う
事前調査業務委託

仕 様 書

伊賀南部環境衛生組合

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 項 業務の目的

本業務は、伊賀南部環境衛生組合（以下、「発注者」という。）の伊賀南部浄化センター廃止に先立って事前調査を実施することを目的とする。

第 2 項 業務の名称

伊賀南部浄化センター廃止に伴う事前調査業務委託

第 3 項 業務の場所

伊賀南部浄化センター

第 4 項 履行期限

令和 6 年 3 月 1 9 日までとする。

第 5 項 支払方法

業務の完了後、受注者の請求により 3 0 日以内に支払うものとする。

第 6 項 業務の内容

業務の内容は、第 2 章「特記仕様」による。

第 2 節 共通仕様

第 1 項 適用範囲

本委託仕様書は、発注者が実施する「伊賀南部浄化センター廃止に伴う事前調査業務委託」に適用するものである。また、受注者は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、これを行うものとし、これにより生じた費用は、受注者の負担とする。

第 2 項 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を遵守しなければならない。

第3項 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅延なく発注者に報告しなければならない。

第4項 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令規則、細則、通知を守らなければならない。

- ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同「施行令」、同「施行規則」
- ②「大気汚染防止法」同「施行令」、同「施行規則」
- ③「石綿障害予防規則」
- ④「PCB 特別措置法」、同「施行令」、同「施行規則」
- ⑤三重県及び構成市の関連する条例、規則等
- ⑥三重県業務委託標準仕様書
- ⑦その他関連する法令、規則、規格等

第5項 疑義

受注者は、本業務の実施中に疑義を生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、意図を十分理解し業務を遂行するものとし、後日の業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第6項 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、現在発注者が所有し、業務に利用出来得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上発注者に提出し、業務完了とともに返却すること。

第7項 議事録

受注者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

第8項 提出書類

受注者は、業務の着手にあたって、発注者に以下の書類を提出しなければならない。

1. 着手届

2. 工程表
3. 管理技術者および照査技術者及び経歴書
(自社の社員であることが確認できる書類及び資格書の写しも提出)

受注者は、業務の完了に際しては、次の書類を提出することとする。

1. 設計業務等完成通知書
2. 成果物引渡し書
3. 契約代金請求書

第9項 管理技術者等

1. 受注者は、管理技術者、照査技術者および担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 主任技術者、照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環またはそれに対応する旧科目）の資格保有者でなければならない。
3. 担当技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環またはそれに対応する旧科目）の資格保有者、またはRCCM（廃棄物又は建設環境部門）の資格保有者でなければならない。

選任する各技術者は受注者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時より6か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受注者会社名記載の健康保険被保険者証等）の写しを提出する事。なお、技術者それぞれの兼務は認めない。

第10項 検査及び引き渡し

受注者は、業務完了後すみやかに業務完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本委託仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査検収をもって業務の完了とする。

第11項 土地への立ち入り等

受注者は、本業務を実施するために公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者と十分な協議を行い、承諾を得て行わなければならない。

第 12 項 個人情報の取り扱い

個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないようにしなければならない。このため受注者は、個人情報保護にかかる積極的な取組を推進しているものとする。

第 13 項 成果品

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 事前調査報告書 | A 4 版 5 部 |
| 2. 上記内容の電子データ (CD 等) | 1 式 |

第 2 章 業務内容

第 1 節 事前調査業務

第 1 項 施設の概要

1. し尿処理場

- (1) 名 称：伊賀南部浄化センター
- (2) 所 在 地：三重県名張市薦生 1 8 1 0 番地
- (3) 処理規模：1 2 3 k l / 日
- (4) 処理方式：二段活性汚泥法処理 + 高度処理
- (5) 竣 工：昭和 6 0 年 2 月

第 2 項 協議・打合せ

本業務を行うにあたり、受注者は発注者と十分な協議・打合せを行うこと。また、現場の職員等から施設の状況等に関し、聞き取り調査を行い施設の現状把握すること。

第 3 項 資料収集・整理

受注者は、本業務を進める上で必要となる資料の収集・整理を行うこと。

第 4 項 事前調査

1. ダイオキシン類

解体工事における事前調査として労働安全衛生規則第 592 条の 2 に準じて、汚染されている恐れのある箇所を抽出してサンプリング及び分析を実施する。

なお、作業にあたっては、未知の汚染濃度区域にてサンプリング作業を実施することから、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」で定める第 3 管理区域として行う。

試料採取箇所は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に準じて設定し、9 地点を想定する。

2. 重金属類

ダイオキシン類の試料採取時に、主灰及び飛灰を採取し、埋立基準の適否を判定する。2 検体を想定し、分析項目は重金属類 8 項目とする。

3. アスベスト

アスベスト含有建材に関する調査を行うものとする。

アスベスト使用の有無を資料調査、現地調査により把握し、疑わしいものについて試料採取、分析を行う。分析検体数は 10 検体を想定する。

4. PCB

絶縁油中のPCB調査を行うものとする。コンデンサー等の重電機器は試料採取及び分析を実施、安定器は銘盤による照合を行う。分析検体数は3検体を想定する。

第5項 報告書取りまとめ

上記の結果を事前調査報告書に取りまとめる。なお、報告書取りまとめの際は、対象物ごとに関係法令、基準との対比、除去工法、概算数量及び費用を算定する。

Mie Click Maps



令和 5 年度	第 2 3 4 7 0 5 号	委 託 仕 様 書	伊賀南部環境衛生組合			
件 名	伊賀南部浄化センター廃止に伴う事前調査業務委託					
場 所	名張市 薦生 地内					
履行期限	令和6年 3月19日まで					
工 事・製 造・物 件 の 概 要						
伊賀南部浄化センターの建築物等調査一式						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
伊賀南部浄化センター廃止に伴う調査業務委託						
業務原価						
直接原価						
直接人件費						
1. 現地調査		式	1			1号代価表
2. 総合評価、報告書取りまとめ		式	1			1号代価表
3. サンプルング費		式	1			2号代価表
計						
直接経費						
1. 印刷製本費		式	1			
2. 交通費等		式	1			1号内訳書
計						
業務原価 計						
間接原価		式	1			
計						
分析費						
試料分析費		式	1			2号内訳書
計						
一般管理費		式	1			
計						
消費税額						
合 計						

